

指定管理者の公募について

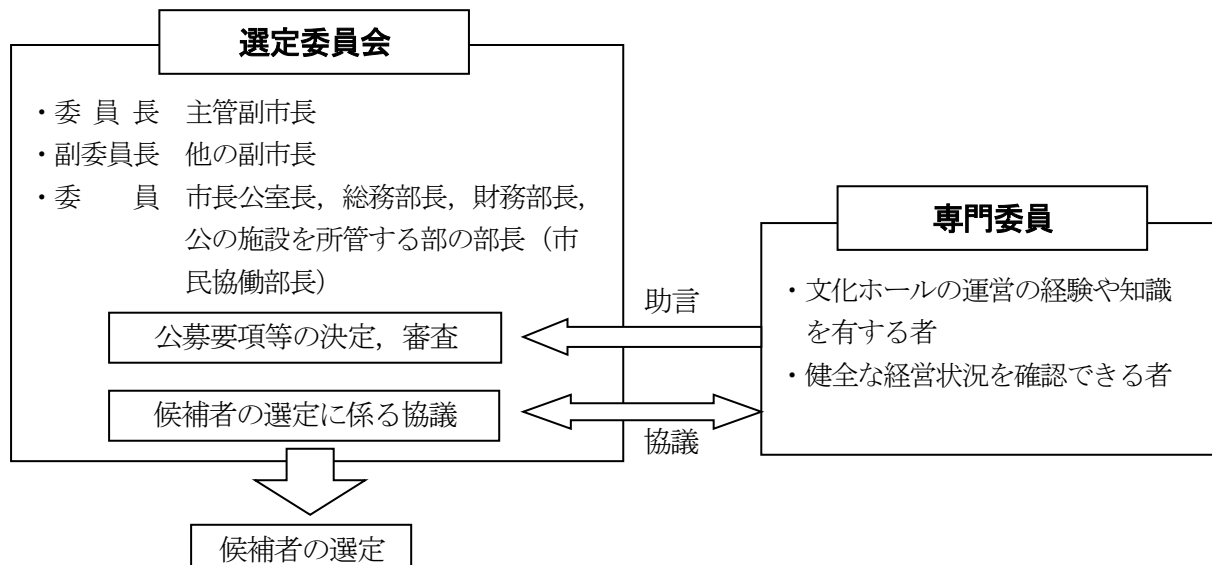
1 スケジュール（予定）

月	内容
令和3年5月	・特別委員会への報告（指定管理者の公募について）
6月	・公募の開始
8月	・応募者からの申請書の受付締切
9月	・一次審査（書類審査）
10月	・二次審査（応募者へのヒアリング）
11月	・指定管理者の候補者の選定 ・特別委員会への報告（指定管理者の指定に関することについて）
12月	・指定管理者の指定に関する議案を議会に提出
令和4年1月	・指定管理者との基本協定書の締結
4月	・指定管理業務の開始
令和5年7月	・新市民会館の開館

2 指定管理者の候補者の選定方法

指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）については、公募に参加した者（以下「応募者」という。）の中から、水戸市公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定します。また、選定委員会では、専門委員の助言を踏まえ、公募を行うための公募要項、仕様書、選定表等の決定を行います。

候補者の選定に当たっては、新市民会館の運営の特殊性を鑑み、文化ホールの運営の経験や知識を有する者、健全な経営状況を確認できる者を専門委員に選任し、協議の上、応募者の中から候補者を選定します。



3 選定に係る審査項目

応募者は、別に定める新市民会館の施設名（区分）ごとの主な利用内容及び稼働日数を標準として事業計画書を提出するものとします。（特別委員会資料②参照）

選定委員会は、提出された事業計画書について、次の観点から審査を行い、候補者を選定します。

(1) 利用者の平等利用の確保

- ・新市民会館の設置目的を十分に理解し、利用者の平等な利用の確保が図られていること

(2) 施設の効用の最大化

- ・施設管理、事業実施等の職員数の適切な体制が確保されていること
- ・有資格者等が適切に配置されており、職員の能力や接遇等の向上について配慮されていること
- ・利用者のニーズの把握のほか、トラブルや苦情処理等への適切な対応措置が図られていること
- ・施設の維持管理や保守点検等が適切に実行できること
- ・施設の貸出・予約など基本的なサービスのほか、市民の利用に配慮しながら、自主事業や利用率を上げる取組が図られていること
- ・新市民会館の運営に係る独自の提案

例) 魅力ある公演と大規模イベント等の積極的な誘致

多様な市民利用の促進、市民向け協働イベントの支援

水戸芸術館と連携した事業

水戸発祥のもの又は水戸にゆかりのある人等を活用した独創的な事業

新市民会館周辺の地域と連携したにぎわい創出のための事業

市民等が日常的に利用しやすくするための施設の運用

やぐら広場等を活用した事業 など

(3) 経費の縮減

- ・管理経費及び事業費の縮減が図られていること

(4) 管理を安定して行う能力

- ・類似施設の管理実績があること
- ・安定的な経営基盤を有していること
- ・事故防止等の安全対策、災害時の対応のほか個人情報保護のための措置等が図れていること

(5) 法人等の事務所の所在地

- ・指定管理者の事務所が、開館日までに、水戸市内に設置されること

(6) その他市長等が必要と認める要件

- ・雇用において、市民雇用率や茨城県の最低賃金等に配慮していること
- ・地域経済の活性化のため、地元企業の活用等に配慮していること

4 公募参加資格

公募に参加することができる者は、法人又は法人を構成員とする共同企業体（以下「法人等」という。）のうち、当該法人等及びその法人等の役員が次の要件に該当しないものとします。

- ・法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税又は法人市町村民税を滞納している者
- ・地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市が設置する公の施設の指定管理者の指定の取消し（指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合を除く。）を受けてから 2 年を経過しない者
- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に

規定する暴力団をいう。), 暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団関係者 (水戸市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)

5 指定の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日まで (開館準備期間を含む6年間)

6 指定管理料の上限額の積算基礎

令和3年2月10日開催の市議会特別委員会でお示した新市民会館の指定管理料の上限額 (370,000千円) について、次表のとおり見直しを行いました。

(1) 開館後の指定管理料 (令和5年7月以降の年間額) (単位: 千円)

項目		令和3年2月10日 時点の金額	見直し後の金額
管理運営費	支出 (A)	470,000	466,000
	施設運営費 (人件費等)	196,000	193,000
	施設管理費	184,000	183,000
	光熱水費	90,000	90,000
	収入 (B) (利用料金)	140,000	140,000
差額 (C = A - B)		330,000	326,000
自主事業費	支出 (D)	110,000	110,000
	収入 (E) (入場料等)	70,000	70,000
	差額 (F = D - E)	40,000	40,000
指定管理料の上限額 (G = C + F)		370,000	366,000

※この表は、指定管理料の上限額を算出するためのものであり、支出 (A) 及び (D) の上限額を示すものではありません。

(2) 年度計画 (単位: 千円)

年度	指定管理料 の上限額	備考
令和4年度	164,000	・施設運営費 (人件費等) : 施設引渡し前後の増減を考慮して計上 ・施設管理費及び光熱水費 : 施設引渡し後の5か月分を計上 ・開館準備費 (施設予約システム, 広報宣伝費等)
令和5年度	353,000	・開館前 (4~6月) 78,000 : 管理運営費を抑制して計上 ・開館後 (7~3月) 274,500 : 上記 (1) の年間額ベース ・開館記念イベント等の経費は含まない。
令和6年度	366,000	・上記 (1) の年間額
令和7年度	366,000	・上記 (1) の年間額
令和8年度	366,000	・上記 (1) の年間額
令和9年度	366,000	・上記 (1) の年間額

※各年度における指定管理料の上限額は、物価上昇分の金額を含むものとします。

7 利用料金

(1) 利用料金制の考え方

利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された収益については、指定管理者の収入とします。

一方、災害等により会館の運営が停止された場合における特例を除いて、指定管理者の運営に起因し、支出超過となった場合は、補填は行いません。

(2) 利用料金の減免について

旧市民会館においては、市民から施設使用料を徴収しており、市主催事業においても、各課が施設使用料について予算措置し、使用することを原則としていました。

新市民会館は、利用料金制を導入するため、利用料金の減免額が大きいと、指定管理者の利用料金収入が減少し、指定管理者の経営努力の意欲を損ね、結果的にサービスの低下を招く可能性があります。

これらを踏まえて、新市民会館では、例外的に減免を行う場合は、以下の基準により取り扱うこととします。

○新市民会館の利用に係る減免の取扱基準(令和3年3月23日:市議会特別委員会資料に基準等を追記)

対象事業	減免額
天災地変等による防災対策等	免除
市が主催し、又は共催する事業のうち、市長が特に必要があると認めるもの 〔・芸術文化の振興のため、市を挙げて行う事業(例:水戸市芸術祭) ・市を挙げて行う、特に重要な式典(例:水戸市戦没者追悼式)〕	免除
指定管理者が主催し、又は共催する事業のうち、市長が特に必要があると認めるもの	免除
その他市長が特に必要があると認めるもの 〔(例:ネーミングライツを行った場合、そのスポンサーが行う事業)〕	免除又は減額

8 施設利用に係る受付の考え方

新市民会館の各施設の貸出については、次の順により受付を行っていきます。なお、優先受付につきましては、市民利用とのバランスや公平性の視点に配慮しながら、指定管理者と協議していきます。

(1) 優先受付(1年以上前から受付)

次の要件のいずれかに該当する事業については、利用の1年以上前から随時、予約を受け付け、審査し、利用を許可します。

- ・全館又は大ホールを中心とし複数の施設を利用する大規模な事業
- ・市内外から多くの参加者が見込まれる事業(全国規模のコンクール、コンベンション等)
- ・市又は指定管理者の主催事業又は共催事業のうち、市にとって重要かつ公共性が高いと認められる事業

(2) 抽選受付(1年程度前から受付)

指定管理者は、優先受付に該当する日を除いて、貸館利用の希望者による抽選会を行います。

(3) 一般受付

指定管理者は、抽選会終了後、速やかに決定した利用予定日時を施設予約システムに反映させます。貸館利用希望者は、窓口又は施設予約システムの使用により、施設を予約します。